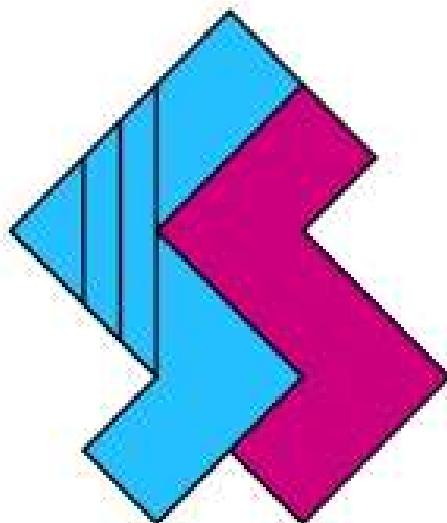


はるひ野小中学校 P T A 会則



HARUHINO

令和 5 年度改定版

【令和 5 年 6 月発行】

在 校 中 保 存

はるひ野小中学校 P T A

はるひ野小中学校 P T A 会則

(名 称)

第1条 本会は、はるひ野小中学校 P T A（以下「本会」という。）と称する。

(構 成)

第2条 本会は川崎市立はるひ野小学校 P T A（以下「小学部」という。）および川崎市立はるひ野中学校 P T A（以下「中学部」という。）から構成される。

(目的および活動)

第3条 本会は保護者と学校が一体となって、家庭と学校ならびに地域社会における児童・生徒の健やかな成長をはかり、あわせて会員相互の教養を高め、親睦をはかることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 教育的環境の整備向上を図ること。
- (2) 児童生徒の社会生活指導に関するここと。
- (3) 会員相互の理解向上、親睦を深めること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

(方 针)

第4条 本会は次の諸項を方針とする。

- (1) 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- (2) 本会は非営利的・非宗教的・非政治的である。
- (3) 本会は児童生徒の健やかな成長のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。
- (4) 本会ははるひ野小中学校の管理運営や人事に干渉しない。

(会 員)

第5条 本会は、はるひ野小中学校に在籍する教職員および児童生徒の保護者を会員とし、組織する。児童生徒の保護者は加入承諾書の提出をもって会員とする。

(会 計)

第6条 会員は会費を納める。会費は次のとおりとする。

- (1) 一世帯年額 3,000 円とする。
- (2) 教職員年額 3,000 円とする。
- 2 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 3 会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 4 転入・転出の際の徴収・返金については、翌月からの月割とする。（月額 250 円）
会員の自己都合により退会する場合は、返金の対象外とする。
- 5 本会の資産は第3条の目的に使用する。
- 6 慶弔金については、「慶弔金に関する会計規定」に定める。

(役員および会計監査)

第7条 本会に次の役員および会計監査を置く。

- (1) 会長 小学部1名、中学部1名
- (2) 副会長 小学部・中学部合わせて7名
- (3) 書記 小学部・中学部合わせて2名
- (4) 会計 小学部・中学部合わせて2名
- (5) 会計監査 小学部・中学部合わせて2名

2 役員および会計監査の選出は、会員2分の1以上のWebまたは書面承認賛成票により決定する。

3 役員および会計監査の定数については、実情に応じて変更できるものとする。

第8条 役員および会計監査の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、それぞれの部会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、それぞれの会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は総会および役員会他の会議を記録し、庶務事項を処理する。
- (4) 会計は金銭の出納事務を処理し、監査を経て総会において決算報告を行う。
- (5) 会計監査は本会会計の監査を行う。

第9条 本会に代表会長（以下「本会会長」という。）を置く。

2 本会会長は、役員の話し合により、どちらかの会長から選出する。

3 本会会長は、本会を代表するものとして、対外的な活動全般を掌理する。

第10条 役員の任期は原則1年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員および会計監査に欠員が生じたときは、補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

(機関の設置)

第11条 本会には次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 各種委員会

(総会)

第12条 総会は本会の最高議決機関とし、定期総会と臨時総会の2種とする。

2 定期総会は年度始めに速やかに開催するものとする。

3 本会会長が特に必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

4 運営委員会が特に必要と認めたときは、各学部別に開催することができる。

第13条 年度始めの総会で審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 前年度の活動報告と会計決算報告の審議と承認
- (2) 当該年度の活動計画と予算案の審議と承認
- (3) その他重要な事項

第14条 総会の成立・議決については次のとおりとする。

- (1) 各総会の成立は出席者および委任状と合わせて会員の過半数とする。
- (2) 各総会の決議は、出席者の多数決とし可否同数のときは議長が決定する。
- (3) Web または書面での総会開催を可能とする。

(役員会)

第15条 役員会は小学部・中学部の各校長、各会長、副会長、書記、会計をもって構成し、この会の運営にあたる。

- 2 役員会は会長が招集し月1回（8月を除く）開催する。ただし本会会長が必要と認めた場合は変更することができる。

第16条 役員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総会議決事項の執行
- (2) 各種委員会で立案された事項の検討ならびに本会事業の立案計画
- (3) 総会に提出する議案、報告書、その他必要書類の作成

(運営委員会)

第17条 運営委員会は小学部・中学部の各校長、役員、各種委員会の委員長・副委員長をもって構成し、この会の運営にあたる。ただし、本会会長が必要と認めた場合は会計監査にこの会への参加を要請できる。

- 2 運営委員会は会長が招集し年2回開催する。ただし本会会長が必要と認めた場合は変更することができる。

第18条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総会議決事項の執行
- (2) 各種委員会で立案された事項の検討ならびに本会事業の立案計画
- (3) 総会に提出する議案、報告書、その他必要書類の作成

(各種委員会)

第19条 本会の事業を遂行するため、次の委員会を置くことを基本とするが、各種委員会の組織については、本会会長が実情に応じて決定できる。

- (1) 学校委員会 学校教育への理解を深め、会員相互の親睦をはかりながら教養を高める。
 - (2) 広報委員会 この会に必要な広報活動を行う。
 - (3) 校外委員会 児童生徒の校外生活指導と地域の健全な環境づくりのための活動を行う。
 - (4) くすのきフェスタ委員会 くすのきフェスタの企画運営を行う。
 - (5) 推薦委員会 役員・会計監査選出時にのみ組織され、候補者を推薦し役員選出書面承認で決定するまでの任務とする。
- 2 推薦委員会を除く各種委員会の委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
 - 3 各種委員会は委員長・副委員長を各1名選出する。
 - 4 各種委員会は必要に応じて委員長が召集し、委員会の年間事業計画の作成・執行にあたる。

(会員の個人情報取扱いについて)

第 20 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に同意の上、適正に運用するものとする。

(退会)

第 21 条 会員は、退会届の提出をもって退会とする。

この「はるひ野小中学校 P T A 会則」は平成 20 年 4 月 11 日から施行する。

平成 20 年 5 月 29 日一部改定。

平成 25 年 4 月 1 日一部改定。

平成 25 年 5 月 14 日一部改定。

令和 3 年 4 月 1 日一部改定。

令和 4 年 6 月 4 日一部改定。

令和 5 年 6 月 5 日一部改定。

※第 6 条 のみ令和 5 年 4 月 1 日より適用

<慶弔金に関する会計規定>

第1条 本校の児童生徒および保護者に関するもの。

(1) 本校児童生徒、または保護者のお悔やみ 10,000 円

第2条 本校の教職員に関するもの。

(1) 本校教職員のお悔やみ 10,000 円

第3条 その他の特別な事情のある場合は、その都度役員会にて協議して決定する。

この「慶弔金に関する会計規定」は、平成 20 年 4 月 11 日から適用する。

令和 4 年 6 月 4 日一部改定。

令和 5 年 6 月 5 日一部改定。

<はるひ野小中学校 P T A 個人情報取扱規則>

(目的)

第 1 条 この規則は、はるひ野小中学校 P T A（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

(個人情報の定義)

第 3 条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第 4 条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(取扱者)

第 5 条 本会における個人情報の取扱者は役員及び運営委員とする。

(秘密保持義務)

第 6 条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 7 条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開する。また、円滑な P T A 活動を行うために以下の情報を取得する。

1. 会員の氏名・連絡先（電話番号・メールアドレスなど）
2. 会員の子どもの氏名・クラス
3. 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真

(利用)

第 8 条 取得した個人情報は以下の目的のために使用する。

1. P T A 活動に必要な連絡網および名簿の作成
2. P T A 文書の送付

(利用目的による制限)

第 9 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 8 条の規約により特定された使用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理)

第 10 条 個人情報は、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となつた個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 11 条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、学校内での利用のみとする。

(第三者提供の制限)

第 12 条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困

難であるとき

3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(共同利用)

第13条 本会は、はるひ野小中学校と使用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

1. 利用する項目：第7条で定める通り
2. 利用するものの範囲：はるひ野小中学校と本会
3. 利用目的：第8条で定める通り
4. 責任者：第4条で定める通り

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者（第12条第1項から第4項および、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者（第12条第1項から第4項および、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第20条 本会の「はるひ野小中学校P.T.A個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

この「はるひ野小中学校P T A個人情報取扱規則」は、令和5年2月1日から適用する。
令和5年6月5日一部改定。